國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

火葬場における地域文化の受容と展開：鶴岡の火葬場を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-12-17 キーワード (Ja): 火葬場, 拾骨, 葬送文化, 五穀, 儀礼 キーワード (En): 作成者: 川嶋, 麗華, Kawashima, Reika メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001289

火葬場における地域文化の受容と展開
—鶴岡の火葬場を事例として—

川嶋麗華

1．はじめに

約100％の火葬率を維持する現在の日本において、火葬場は生活を営むうえで欠かせない施設の一つである一方、NIMBYの代表的な施設としても挙げられる。NIMBYとはNot In My Back Yard「私の裏庭はお断り」の略語で、「公共的見地からは必要であるが、近くでの建設に反対すること」である(1)。

江戸・大坂・京都などの大都市部においては、近世以来、職能者が火葬を行う大規模な火葬場が存在し、村落部においても真宗地域を中心に地区の小規模な火葬場（ヤキバ）での火葬が行われていた。埋火葬いずれも、地域共同体、乃至は職能者が、それぞれ管理する火葬場や墓地において遺体処理を担う状況があったが、近代に入ると、政治的・公衆衛生的な意図をもって、明治６年（1873）の所謂、火葬禁止令（太政官布告第53号）を始めとする法令の改正が重ねられた［浅香・八木澤1983］。明治８年（1875）に火葬禁止令が解除されると、近世の流れを汲む東京の火葬場がいち早く運営を再開し、それを除く都市部が追随するかたちで各地に公営火葬場を設置する動きが生じた。並行して、同年に示された火葬場の指針（内務省布達２第80号）に沿って、火葬炉の開発改良や、施設面を充実させるといった、技術面・意匠面での改良が進められたが、改良を経ても、昭和後期までの火葬場は黒煙と臭気等の公害を周辺地域にもたらす状況が続いた。

民俗学では、各地域に伝承された“伝統的”な葬送習俗を変容させる要因として、火葬場や葬祭業者が捉えられてきたが、2000年以降、山田慎也を始めとして葬祭業に注目した研究が増えてきている［山田2007］。中でも田中大介は、商業的文脈と強く結びついた葬祭サービスが、葬送という文化資源を取り込みつつ、従来の葬送文化を発達させ、新しい葬送文化を創造してきた動きについて指摘した［田中2017］。

一方の火葬場は、現代日本の葬送文化を支える欠かせない要素であるにも関わらず、その文化的側面はほとんど検討されてこなかった。実際には、衛生施設と

して設置された公営火葬場にも、各地域の葬送文化が取り込まれている場合が多い。

近代以降の火葬場は、「拾骨」という火葬習俗を軸に、遺骨を残す火力、遺骨を採取する領域を実現するように改良が進められた。例えば、火葬場設計者でもある八木澤壮一は、火葬場の新設を見据え、従来の「焼き場」の習俗、既存の公営火葬場の利用状況などの調査を通じて、火葬場の実態の把握に努めた［八木澤1975・1982など］。それをふまえて、遺族による拾骨のスペースを確保する、といったかたちで、従来の拾骨習俗が火葬場の施設設計にも取り込まれていったのである。

本研究では、山形県の鶴岡火葬場を事例として、公営火葬場における葬送文化の受容と展開について、その一端を明らかとすることを目的とする。具体的には、公報・広報といった資料から行政側の動向を追跡したうえで、鶴岡火葬場の運営側、利用者の両者からの聞き書き調査によって鶴岡火葬場の葬送習俗の実態について捉え、また各集落に伝承された葬送習俗と鶴岡火葬場の葬送習俗、双方の関係性について検討する。なお、後述のとおり、鶴岡の火葬場は移転と改称が重ねられているため、本稿では便宜上それらを「鶴岡火葬場」と表記する。

2．鶴岡における火葬場の受容

庄内地方は、鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町の二市三町で構成される。面積2,405km²を占める広大な庄内平野を中心に、北側の鳥海山、東側の出羽三山、南側を朝日山地に囲まれ、西側が日本海に面した地域である。月山・湯殿山・羽黒山からなる出羽三山、鳥海山は日本有数の山岳修験の聖地であり、それらの山岳信仰は庄内地方の民俗習慣全般に大きな影響を及ぼしてきた。

盆明けの庄内地方では、新仏や先祖、戦死者、無縁仏などの死者を供養するモリ供養が広範にみられる。庄内地方では、集落にほど近い山や森などを「モリ」や「モリの山」などと呼んでおり、死後すぐの死者は、モリに一定の期間とどまり、モリで供養された後に、やがてさらに高い月山や鳥海山へ登るとされる。

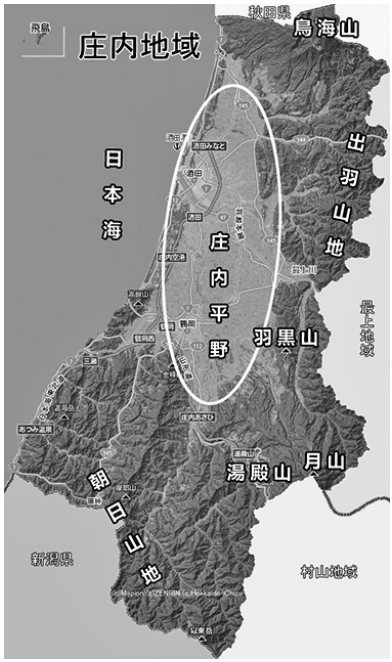

図１　「庄内地方の地形」”庄内地方の紹介” 山形県．2024．3.11，https://www.pref.yamagata.jp/index.html，（参照2024-8-25）

庄内地方でも最も古くに開かれたとされる清水の三森山は、モリ供養を行う８月22日～23日以外に入ると「餓鬼に憑かれる」ために、普段は立ち入ってはいけない禁足地でもある。またモリ供養へ持参した銭や米等を持ち帰ると「餓鬼が憑く」とされるため、すべて配るか撒かなければならず、参詣者から小銭等の施しを受ける「もりのやっこ」と呼ばれる大勢の子供達が参道に並ぶ光景がみられた。

明治から戦後にかけて庄内地域の各地にある曹洞宗寺院等でモリ供養が実施されるようになったことや、高齢化に伴って山上への参詣が難しくなったことなどから参詣者の数が減少していった。また、鶴岡市の主要農作物の一つであるだだちゃ豆の収穫時期がモリ供養と重なり、農業を中心とする清水地区の人々がモリ供養を運営することが困難となったため、令和４年（2022）で三森山でのモリ供養が中止された(2)。

モリ供養については、戸川安章、戸田義雄による報告をはじめ、民俗学・宗教学における調査研究が蓄積されている［戸川1986；戸田1951；鈴木1996；など］。平成12年度（2000）、「庄内のモリ供養の習俗」として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、平成18年度から３ヵ年にわたる文化財調査がなされた［山形県教育委員会編2009］。

（１）鶴岡の合併と市域の拡大

鶴岡の地に酒井忠勝が入部した元和８年（1622）以後、鶴岡市域全体が庄内藩領となり、産業・交通といった諸側面において整備が進められた。鶴ヶ岡城を中心に庄内藩の政治都市として城下が拡張整備され、酒田街道や江戸街道等の陸路や後述するような治水対策と併せて水運路の交通網が敷かれていった。

明治４年（1871）７月、廃藩置県により、市域の大半が属する大泉県が成立し、同年12月には酒田県となった。明治８年８月には酒田県を廃止して鶴岡県を設置したが、翌年７月には山形県へ編入された。明治11年（1878）には、旧城下町を含む大部分が西田川郡に、旧城下町の南東部のみが東田川郡となった。

明治22年（1889）の町村制施行により、鶴岡町が成立して以降は、大正７年（1918）に稲生村、大正９年（1920）に大宝寺村を合併した。大正13年（1924）に市制施行により鶴岡市が発足し、昭和30年（1955）４月の第一次町村合併では斎村・黄金村・湯田川村・大泉村・京田村・栄村、同年７月の第二次町村合併では田川村・上郷村・豊浦村・加茂町、昭和38年（1963）には大山町を合併するなど、近接する村々を編入して、市域を拡大していった。

また平成17年（2005）には、旧鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・朝日村・温海町が合併し、現在に至る。このように、鶴岡市は城下町である市街地を中心として、昭和の大合併・平成の大合併を経て市域を拡大し、現在は北部に隣接する酒田市とともに山形県内屈指の都市となっている。

城下町の発展により、城下人口は元禄前後に約２万人と最大になったものの、

		藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	鶴岡地域	計
昭和22	1947	16,535	13,144	10,246	11,499	23,944	92,855	168,223
昭和25	1950	16,711	13,423	10,499	11,463	24,185	96,186	172,467
昭和30	1955	17,182	13,760	10,626	14,470	23,007	98,814	177,859
昭和35	1960	16,340	13,156	10,505	11,115	20,382	96,312	167,810
昭和40	1965	14,868	12,096	9,805	9,722	17,456	95,615	159,562
昭和45	1970	14,052	11,251	9,069	8,206	15,459	95,136	153,173
昭和50	1975	13,454	10,593	8,545	7,386	14,438	95,932	150,348
昭和55	1980	13,400	10,538	8,690	6,900	14,051	99,751	153,330
昭和60	1985	13,412	10,443	8,615	6,711	13,255	100,200	152,636
平成 2	1990	13,011	10,298	8,722	6,570	12,350	99,889	150,840
平成 7	1995	12,414	9,988	8,742	6,309	11,518	100,538	149,509
平成12	2000	12,294	9,616	8,536	5,864	10,608	100,628	147,546
平成17	2005	11,595	9,323	8,320	5,378	9,641	98,127	142,384
平成22	2010	11,065	9,059	7,794	4,798	8,698	95,209	136,623
平成27	2015	10,216	8,529	7,244	4,295	7,550	91,818	129,652

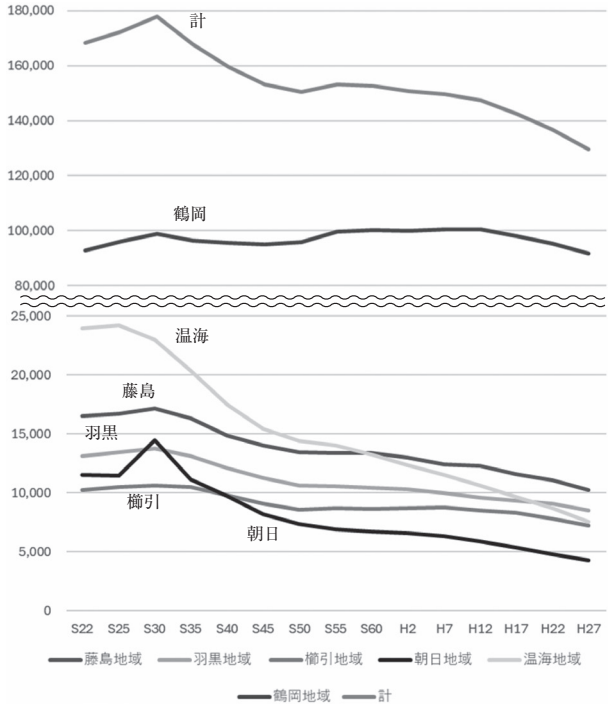

表１　グラフ１　鶴岡市域の人口推移
『鶴岡市の人口』（鶴岡市総合計画審議会2017）より作成

維新後には周辺農村の開墾や北海道への移住のために人口減少が生じ、統計上の人口としては明治23年（1890）に19,421人と最小になった［鶴岡市1975b 761・762；瀬尾1998］。戦後、昭和の大合併以後の旧鶴岡市域に限れば、昭和22年（1957）から50年近くに亘ってほぼ横ばいだが、平成12年（2000）以降は減少傾向にある。平成の大合併以降も、旧町村部を含めて減少の一途を辿り、令和２年（2020）の国勢調査では122,347人となっている。

（２）鶴岡火葬場の展開

市制施行前の旧鶴岡町の古い火葬場としては、菅原堤防内の川原に「丸石で囲んだ粗末な露天の焼場」があった［鶴岡市1975a 525］。そうした状況を改善するため、明治27年（1894）３月の町議会で「焼屍場設置之件」の議案が一議員から提出された。議案は採択され、衛生費を計上したうえで、翌年４月に旧斎村の大字伊勢横内字大場川原に火葬場が完成した。さらに明治45年（1912）の町議会で、当時の町長から「火葬場改築案」が提出された。当時、大正８年（1919）に開設した鶴岡駅からほど近い、烏明神付近へ火葬場を移転する案が検討されたものの、将来的に鉄道が開通することを見据えて、「止むを得ず現位置」へ改築することが提案されたという。大正１年（1912）秋には、「東北地方最新」の火葬場が完成した。同年の事務報告において、「火葬場タルノ体裁ヲ具備セズ、不完全甚シ」と旧火葬場を評したように、大正１年の火葬場は、「竈十一尺五寸、高さ一丈、中は四室に区分し、外に寝棺室」があり、「煙突は高さ四間半、口径一尺五寸、建物は三間に五間、外に休憩室六坪」を備え、東京の火葬場を模範とした構造を有する施設であった。

図２　「大正10年８月洪水」“赤川水系流域及び河川の概要”国土交通省，https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/akagawa.html（参照2024- 8 -25）

大正10年（1921）８月、赤川西側堤防が決壊したことで、鶴岡市街地の大部分は水害に見舞われ、鶴岡火葬場が設置された伊勢横内も被害をうけた。現在の赤川は、朝日山系以東岳に発し、旧櫛引町、旧鶴岡市

と旧羽黒町・旧藤島町の堺、三川町、酒田市の南部を経由して日本海へ注ぐ一級河川だが、かつては最上川の支川の一つであった。庄内地域という広大な穀倉地帯を支えてきた一方、歴史的に大規模な水害を繰り返し、藩政時代から治水工事や航路改良工事が進められてきた。

水害を受け、赤川堤防を拡張し修復するため、新しい堤防の外(河内)に位置することになった旧来の鶴岡火葬場は、大正13年（1924）、当時の木造平屋の建物を、現在の赤川堤防下にあたる伊勢横内の東北側へと移転した[3]。窯７つを備え、昭和３年（1928）の扱数408人、火葬料金は一円であった［東京市政調査会編1931 563］。

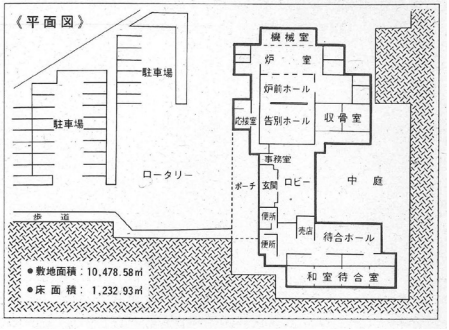

図３　鶴岡市役所1986『広報つるおか』755

写真１　「鶴岡市斎場」“鶴岡市斎場”鶴岡市. 2023.3.11, https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/shibo/bochi/shimin01saijou.html（参照2024- 8-25）

移転先の火葬場へと至る道路は、自動車が通行できないほどの狭さであったため、町の補助を受けて、出羽自動車会社が県道から火葬場までの道路を拡張した。しかし、拡張した道路に柵を設け、他社の自動車の通行を妨害したため、昭和５年（1930）12月の市会で問題として取り上げられた。昭和６年（1931）には、鶴岡市内で葬具業を営んだ延味末太郎氏が出羽自動車会社の取締役となり、延味葬具店が出羽自動車会社から道路の権利を譲渡された。延味葬具店は昭和７年（1932）に柵を再建して自動車の通行妨害を計ったが、鶴岡市内で葬具業を営んだ秋野壮吉氏が道路修繕費を支払うことで、昭和８年（1933）に火葬場道路問題が解消した[4]。昭和24年（1949）に実施した大改修工事のほか、たびたび改修工事を重ねながらも、経年とともに施設の老朽化が進み、昭和61年（1986）に「鶴岡市斎場」と名称を改めた現火葬場に改築された。

改築以前の火葬場は、火葬炉４基、収骨室１室を備えた建物であった。火葬炉のうち、旧型の薪を燃料とする旧式火葬炉２基は、昭和60年（1985）当時、使用されておらず、重油式火葬炉の２基で火葬を行った[5]。薪式から重油式へと火葬炉設備を交換していたものの、煙や灰による公害が問題視されていたという。

羽黒街道の端に位置するといった理由から火葬場の移転が検討されたが、他地域の火葬場移転と同様、鶴岡火葬場も新しい移転先の選定に難渋することとなり、12年後の昭和59年（1974）、移転ではなく現在の火葬場の用地を拡張整備して改築することを決定した。公害のない施設へ改築することを条件に周辺住民の了解を得て、「自然環境や周辺地域の環境と調和した荘重で明るい斎場」（『広報つるおか』755）の構想のもとで新火葬場の基本計画を作成し、「無煙、無臭、無公害の近代的な施設」の鶴岡市斎場を設置した。鶴岡市斎場は、ガス式火葬炉５基、収骨室２室、待合室４室を備えており、火葬炉のうち１台は胎盤や切除した身体の一部を火葬するための火葬炉である。

（３）鶴岡火葬場の運営と利用

旧鶴岡町は隣接する旧斎村に火葬場を設置したが、斎村は昭和30年（1955）４月の第一次町村合併で鶴岡市となったため、それ以前は、他自治体の区域にある火葬場を利用していたことになる。現在では、広域連合や一部事務組合といったかたちで、近接する自治体の火葬場を共同で利用することも多いが、当時、どのような利用状況であったかは明らかでない。

昭和２年（1937）の旧鶴岡市の埋火葬数は、埋葬217人、火葬409人と全体の３分の２程度が火葬であり、当時の鶴岡市域であっても埋葬と火葬が混在していたことがわかる。昭和初期、旧鶴岡市周辺の村落部では、各地区にあった露天の火葬場で薪や藁を燃料として火葬する地域、土葬する地域が併存しており、そうした村落部においても、鶴岡市合併に伴って鶴岡火葬場の利用へと移行し、その利用範囲は拡大していった(7)。

昭和61年（1986）の改築にあたって、当初は市単独の施設として整備を計画していたが、近隣町村からの申し入れをうけて、旧羽黒町・旧櫛引町・三川町・旧朝日村の三町一村が新しい鶴岡火葬場を共同利用することになった。現在の鶴岡火葬場では火葬炉４基を使用し、１日２回転で８件を受け入れの上限としている(8)。

改築以前の火葬場では、近隣に居住する個人が火葬業務に従事したが、昭和50年（1975）頃にはその前任者が引退し、代わりに鶴岡市職員が交代で火葬業務に従事するようになっていた。昭和61年（1986）の改築に伴って、当時の地元の実業家数名が合同で（有）鶴岡クリーンを立ち上げ、以後、随意契約によって、この会社が火葬場の管理運営を担っている。火葬場の運営にあたっては、特定の業者が早く情報を得る

表２　鶴岡の埋火葬数と火葬率(6)

和暦	西暦	埋葬	火葬	火葬率
昭和２	1927	217	409	65.34％
昭和４	1929	198	404	67.11％
昭和７	1932	163	439	72.92％
昭和８	1933	171	463	73.03％
昭和９	1934	168	509	75.18％
昭和10	1935	166	480	74.30％
昭和11	1936	151	475	75.88％
昭和12	1937	124	443	78.13％

などして業者間の営業に優劣が生じないように、配慮したという。

また改築以前の鶴岡火葬場には、火葬従事者のほかに、特定の僧侶が常駐していた[9]。昭和48年（1973）に鶴岡火葬場を利用した男性（1936年生）の経験によると、当時、常駐していたのはＺ寺（真言宗）の僧侶で、「焼却炉（火葬炉）に入れる時」に読経してもらったという。

（4）鶴岡市斎場における火葬の流れ

旧藤島町･旧羽黒町などを除き、鶴岡市域では通夜・葬式の前に火葬をする「骨葬」が多数を占めている[10]。葬式とは別日に火葬をすることが多いため、参列者全員で火葬場へ移動するとは限らず、火葬の時間に合わせて火葬場へ集まる場合もあることから、火葬の参列者のために葬儀の日程表には火葬の開始時間・場所が明記される。ここでは、鶴岡市斎場における一般的な流れを詳述する。

斎場入口に霊柩車が到着すると、棺を棺台車へ乗せて炉前ホールの手前にあたる告別室へ移動する（図３参照）。棺台車の前に簡単な祭壇を設け、遺族が順々に焼香や線香をあげた後、炉前に移動すると故人の顔を見るなどして「最後のお別れ」をする。花などは納棺時に遺体とともに納めるため、火葬場で棺へモノを納めることは少ない。職員が棺を炉内へ納めて閉扉し、拾骨の時刻を案内する。寺によっては火葬場まで僧が同行しており、告別室、炉前など、それぞれのタイミングで読経する。火葬炉の前には簡単な祭壇を

写真２・３・４　告別ホール、炉前ホール、収骨室
（筆者2022年撮影）

設け、遺影・位牌、菓子・お膳などの供物を並べる[11]。

火葬場へ持ち込んだ花や食物等の供物について、火葬場側から持ち帰るように案内するものの、「この辺では持ってきたものは持って帰らない風習」があるために、そのまま置いていかれたという。コロナ禍を経て、こうした風習はなくなったが、令和6年（2024）現在も、死者に供える白木の膳は中身を火葬場で処分している。

火葬の所要時間は、焼却に１時間、冷却に１時間の計２時間程度である。機械制御の火葬炉ではあるが、遺体の状態に合わせて火力やバーナーの向きを調整しつつ、実際の火葬作業ではその大半を手動によって行う。火葬後は収骨室ホールで台車を冷却し、台車上の遺骨を人体のかたちに整えた後、収骨室に祭壇と台車を運び込み、拾骨の準備をする。以前は足・胴・頭に３つの塊になるよう分けたが、平成27年（2015）頃に所長が交代して以降、遺骨を人体のかたちに整えるようになった。祭壇には、写真・位牌・供物や膳が並べられる。

拾骨用の箸や骨箱といった道具類は、葬儀社が用意する。骨箱の中には、箸、骨を納める布袋、風呂敷、五穀といった拾骨の道具一式が納められている。長さが不揃いな箸、竹と木を組み合わせた箸、八角や四角の木箱など、業者によって葬具が異なる。職員の案内を受けた参列者は、台車の両側の４人ずつ並び、それぞれ近い場所にある頭・胴・足の骨を一斉に金属製の鹿取りへと拾う。現在は１人ずつそれぞれで拾うが、かつては２人１組になって拾った。また火葬場や拾骨の場への立ち会いは、各僧の意向によって異なり、拾骨に立ち会う際、２人１組になってハシワタシをするように僧が指示を出す場合がある。

一通り拾骨を終えると、職員の指示をうけて、喪主が台車上に頭側から五穀を撒く。拾骨時の台車には火葬の熱が残っており、撒かれた五穀がパチパチと弾ける音がするという。この五穀撒きについては、職員が「早く芽がでて生まれ変わるように」と説明をする。布袋をかけた骨箱へ足のから順に拾った骨を流し込み、袋の口を縛って、骨箱に蓋をして風呂敷で包む。曹洞宗は血脈を遺骨とともに納める。遺骨は、布袋のまま、もしくは布袋を開けて骨のみを墓へ流し込むことが多い。鶴岡市域は全部拾骨だが、箸で拾えないような細かい骨は、刷毛などで集めず、そのまま残される。残った骨は職員が回収し、斎場の敷地内にある慰霊塔に納められる。年に一度、慰霊塔の供養を行う。現在は、鶴岡天満宮に依頼しているが、それ以前は曹洞宗の僧が供養することもあった。

（５）小括

大正初頭、新設した火葬場を「東北地方最新」とうたったように、鶴岡では火葬場の設備更新が重ねられてきた。戦後、「今日近代的文化都市として「明朗にして住み心地のよい近代的大鶴岡」を建設する」（『鶴岡市公報』32 1949）にあたっての懸念が山積するとし、同年の臨時事業として火葬場の営繕工事費が計上されている。また、「保健衛生費」は「市民の健康を護り、文化的な生活を保つため

の経費」であり、「各種伝染病の予防や、火葬場、塵芥の集荷焼却、屠場の経費その他環境衛生に注意して明るい生活をうちたてようとするもの」(『鶴岡市公報』56 1951）と説明された。

浅香は、ごみ焼却場や汚物処理場のような都市衛生施設、墓地のような都市のオープンスペースとしての公園緑地系統、人生終焉の場としての福祉系統の施設といった火葬場の理念を掲げたが［浅香1994］、鶴岡では近代的な文化都市を目指すなかで、火葬場を健康的・文化的な生活のための都市衛生施設として位置づけてきたと考えられる。鶴岡の市町村合併を経て、都市衛生施設である火葬場の利用範囲が周辺地域へ拡大したものの、長らく火葬場が設置された火葬場の周辺地域にとっては、悪臭や黒煙などの公害をもたらす施設でもあった。そうした中、周辺環境に配慮して、昭和61年には煙突が視認できないような、無煙無臭の火葬炉施設を備えた火葬場へと改修された。

他方、鶴岡火葬場は、近代的都市を支える衛生施設としての火葬場という行政側の位置づけとは異なる在り方で、周辺地域の葬送文化にさまざまな影響をもたらしてきた。

一つは、火葬場が葬儀社の営業争いに利用されたように、火葬場利用地域で葬祭業者が受容される重要な契機となったことである。鶴岡火葬場という１つの施設に周辺地域から利用者が訪れるため、その足として霊柩車の利用が不可欠であったことが、葬祭業者の利用へとつながった(12)。

もう一つは、衛生施設である火葬場に、文化的な要素が多分に取り入れられてきたことである。火葬場に取り込まれた文化的な要素としては、葬送の場に持ち込んだものを持ち帰ってはいけないという考えや、拾骨時に行う五穀撒きの所作等があげられる。昭和46年（1971）の葬儀では「五穀は土にかえるように。むかしの食べ物は、生命あるものはみんな土から生えてくるから、草木も人間も全部土からでてくるから、少しでも土にかえるように」と「拾骨の後に五穀を撒いた」（1936年男性・上清水）、昭和37年（1962）の葬儀では「来世にまた生まれてくるように」（1932男性・加茂）という意味を込めたという。

次章では、鶴岡火葬場の動向に関わる葬祭業者と五穀撒きに注目しつつ、鶴岡市域の葬送習俗の変容について述べる。

３．鶴岡市域における葬祭業者と五穀撒きの展開

現在の鶴岡市には、鶴岡市斎場と藤島斎場の２つの公営火葬場が設置されており、このうち藤島斎場は旧藤島町が設置して昭和59年（1984）３月に供用を開始した火葬場である。平成17年（2005）に合併して以降、二斎場の利用範囲も現鶴岡市全域に拡大したが(13)、鶴岡市およびその周辺地域の利用は鶴岡市斎場が多数を占める。前述のとおり、鶴岡市斎場では火葬場職員の案内によって五穀撒き

を行うが、藤島斎場ではこの習俗はみられない[14]。

現在の五穀撒きで用いる“五穀”は、遺族の依頼を受けた各葬祭業者が用意する拾骨用の道具一式に含まれる。まず、鶴岡市域における葬祭業者の動向を概観したい。

（1）葬祭業者の動向

旧鶴岡町域で早期に営業を開始した葬祭業者として、明治15年（1882）に開業した延味未太郎氏（十日市町）の会社があげられる［帝国興信所編1928］。開業当時の営業内容は明らかではないが、『大日本商工録』（1928）に「葬儀用達」業として紹介されており、火葬場道路問題が持ち上がる昭和初期には、葬祭業者として営業していたようである。そのほかの葬祭業者の動きについての情報は乏しいが、道路利用を巡って争った秋野壮吉氏（一日市町）、斎藤源蔵氏（八日町）らも昭和初期に葬祭業者として活動した様子が見受けられる。

当時の新聞に掲載された広告内容からは、各葬祭業者の営業内容の一端が窺える。鶴岡市火葬場が堤防外へと移転した大正13年（1924）、後の齋藤葬具舗と考えられる齋藤源蔵氏が「葬儀社（ハヤドウダヤ）」「造花並ニ位牌」という広告を出した[15]。また市会で火葬場道路が取り上げられた昭和５年（1930）12月には、３日に延味葬具店が「葬具ト造花」という文言とともに「葬儀自動車」に言及した広告を、５日には齋藤葬具舗も造花・位牌とともに「葬具自動車取扱」の内容を含む広告を出した[16]。齋藤葬具舗の広告には「神佛具佛壇卸」という文言もあることから、現在の仏具屋のように神具・仏具類を販売するほか、葬具として造花や位牌を取り扱ったようである。前述の火葬場道路の問題が紛糾した昭和初期には、複数の葬祭業者が霊柩車を取り扱っており、霊柩車による火葬場道路の利用を巡る争いが生じるほど、葬祭業者の営業活動が苛烈化した状況があったと考えられる。

戦後、「大鶴岡」は９万人をかかえており、平成前期まで市街を中心として小規模な葬儀社が多数営業する状況であったという[17]。平成初期には、当時の主流であった高価な宮型霊柩車を有する葬祭業者がA社に限られていたために、他社は葬儀の依頼を受けつつもA社に霊柩車の手配を依頼した。

鶴岡市街に多数の葬祭業者が共存する状況があったが、平成10年（1998）頃、他県の互助会であるB社が葬祭ホールを設置したことで、各地域がその利用へと移行し、

写真５　葬祭業者が用意した「五穀」

小規模な葬祭業者が廃業していった[18]。葬祭ホールでの葬儀が急速に浸透する中、平成13年（2001）に地元企業のC社が、複数の葬祭業者を集めて葬祭部門を立ち上げ、自社の葬祭ホールを設置した。C社は昭和48年（1973）創業で、会館のレストラン運営から始まり、結婚式場の運営といった婚礼事業へと拡大し、葬祭部門を開始した現在は冠婚葬祭といった人生の節目に重ねて利用できる総合的なサービスを展開する。そのため、葬祭業でありながら、葬式後の会食では個々人に席を設けたフルコースの食事を提供する[19]。また従来から葬祭業を営んできたA社も遅れて葬祭ホールを立ち上げたほか、JA鶴岡も他社と提携して葬祭ホールを利用できるかたちで、葬祭業に携わっている。

現在、C社とJA鶴岡は“五穀”を含めた拾骨用の道具や棺などの葬具一式を、D社から調達している。D社は北海道の納棺協会から独立し、平成16年（2004）頃に鶴岡市域で納棺などの業務を請け負い、C社へ業務を依頼するようになった。D社が営業を開始する以前、C社は木工所から葬具類を購入しており、“五穀”はC社内で穀物を調達して用意したという。C社が葬祭業に参入した当時、すでに拾骨の際に五穀撒きを行う慣習が鶴岡市斎場に根付いており、その慣習に合わせたと考えられる。五穀の内容は葬祭業者によって異なり、現在のC社では小豆、大豆、黒豆、金時豆、押し麦の５種類を用意する。

（２）村落部における埋火葬の習俗

公営火葬場の利用以前に村落部で行われた埋火葬を中心とする葬送習俗について、まず旧鶴岡市域にあたる旧大泉村の白山地区における火葬習俗について報告する。本事例は、昭和11年（1936）生の白山地区出身の男性が経験として語った内容である。

事例１　白山地区（旧大泉村）における火葬習俗

昭和34年（1959）頃までは、大谷地区と同様、棺担ぎ・寺までの行列・引導読経・埋火葬・拾骨まで葬儀の一切を契約講が取り仕切った。契約講員は、火葬用の薪や藁を収集して、野の露地にある火葬場まで運搬し、点火後、「佛が焼きあがるまで現場を離れられない」という。火葬用に「小束十把を一丸」にした藁を５個ずつ、各農家が表の道路に置き、それを契約講の当番が馬車で火葬場へと運んだ。市営火葬場の利用後、火葬や遺体搬送・葬具の準備などが市営火葬場・葬祭業者へ移行し、契約講の役割がなくなったために解散して、親戚と葬祭業者による葬儀を行うようになった。

旧鶴岡市域では、昭和30年（1955）に周辺の町村と合併した後に、鶴岡火葬場の利用を開始した地域が多い。例えば、同じ旧大泉村の清水地区で、上清水・中清水は従来から地区の火葬場（ヤキバ）での火葬、下清水は土葬を行っており、昭和前期には土葬と火葬が混在したが[20]、合併を契機として鶴岡火葬場の利用へと移行した。また旧大泉村にほど近い旧上郷村では、上京田地区では昭和24年

（1949）まで、水沢・大谷地区では昭和30年（1955）以前まで、権川原・石山地区では昭和40年（1965）以前に、広浜地区は昭和41年（1946）以前まで、矢引地区では昭和48年（1973）まで、土葬であった［上郷の郷土史をつくる会1986］。

旧鶴岡市域では民俗調査報告が豊富に作られているが、管見の限り、土葬・火葬のいずれにおいても五穀撒きに関する報告がなく、旧大泉村・旧栄村・旧加茂町での聞き書き調査では市営火葬場の利用以前の習俗として語られることはなかった[21]。

これまでの聞き書き調査では、鶴岡市に隣接する三川町域において、集落で五穀撒きを行った経験が語られており、次に三川町域における葬送習俗について紹介する。

昭和30年（1955）１月、旧押切村・旧横山村・旧東郷村の合併によって旧三川村が、さらに昭和43年（1968）６月に町制を施行して現三川町が成立した。鶴岡市大合併に際しては、議会の反対により平成16年（2004）に合併協議から離脱した。現在の三川町内では、周辺市町村の火葬場やごみ処理施設等を利用している。三川町民が鶴岡市、酒田市、庄内町の火葬場を使用する際には、町から「三川町斎場等使用料補助金」15,000円が支給される。前述のとおり、昭和61年（1986）に鶴岡火葬場を三川町として利用するようになったが、それ以前には町内の各地域に小規模な火葬場が設置されていた。

三川村の合併当時、横山と対馬の２ヵ所に火葬場があった［三川町編2010 675］。対馬の火葬場は押切・対馬・三本木の住民が利用しており、合併時に村営となった。横山の火葬場は部落営で主に旧横山村住民が利用していたが、昭和36年（1961）に村営に移管された。旧東郷村には室内火葬場が１ヶ所もなく、各地区で有した火葬場で露天火葬を行った。三川町への合併の条件には火葬場新設が含まれており、昭和37年（1962）に東沼・猪子、翌年には小尺に火葬場が新設され、計５ヵ所で火葬が行われるようになったという。このうち横山では、煙突付きの火葬場が遅くまで残っており、15年程前、跡地に永代供養の納骨施設が設置された。

ここでは、昭和20年代生の青山地区（旧東郷村）出身の男性の経験から、旧東郷村の青山における火葬を中心とした葬儀のようすについて記す。

事例２　三川町青山地区における火葬習俗

旧東郷村には、青山を含め４カ所に火葬場が点在しており、青山の集落付近にある赤川の河川敷に青山町内会が管理する火葬場があった。火葬場には永伝寺（曹洞宗）の檀家の墓地が隣接し、10基程度の墓が並んでいたが、青山火葬場を廃止した際に寺の境内へと移転した。昭和30年代後半までは、青山の死者は町内会の火葬場で、河川敷から集めた乾いたカヤを主な燃料に、薪を用いて火葬した。火葬をする場は木々に囲われ、コンクリートの土台があるのみで、建物などはなかった。

青山地区は80戸ほどがあり、曹洞宗は８割で、残りは真言宗であり、葬式の際には宗派関係なく手伝った。葬儀の手伝いは、２、３代前のシンセキ関係であるマキが行い、本家が葬儀委員長を務め、マキのうち６名が棺運びと火葬の役にあたる。マキがケイヤクセンを100円ずつ集め、棺へ納める。葬列を組んで自宅から火葬場へ移動し、火葬役の人が火葬場の真ん中にカヤを積み、その上に棺を置いた。死者に近い家族は火葬場入口の道のあたりで火葬の様子を見守り、点火後に火葬役の６人を残して家へ戻った。10時間ほどかけて火葬し、コツは広げて冷まして大きな骨を寄せておくといった拾骨の準備を整えて、家族を呼びに行った。火葬が終わって、まだくすぶっているところに、家で用意した大豆や米を撒いていたが、その時には「五穀撒き」とは呼んでいなかった。遺族はアシで作った長めの箸でコツを瀬戸物の容器へと拾い、焼け残ったケイヤクセンと一緒に、隣の墓に納めた。すべてのコツを拾えないので、拾骨後には火葬役の６人が端に寄せるなど、きれいに片づけた。近年の火葬場でみる、２人で大きなコツを拾うしきたりは葬儀場（火葬場）ができてからのもので、以前は特に決まりがなかった。野天で火葬をした頃には、葬具や死者が使った布団などを一緒に燃やした。

また三川町出身の女性は、「埋葬の時に、土をかけてから、お米とかお野菜とか細かく刻んでそれをお供えするっていうか撒いて、もう一度土をかけるね。食べ物にもう不自由しないようにっていう意味だったんじゃないでしょうか。直接その遺体にはまかないですけども、土をちょっとかけてからで、ゴコク撒いて、また休めるという感じで、また土をかける」と、土葬であった頃の祖母の葬儀について語った。

以上のように、三川町内の一部地域では、現在の五穀撒きにあたる習俗が埋火葬いずれにも伝承されていた(22)。当時の五穀撒きは、特別な呼称はなく、また地域によっては穀物だけでなく野菜なども刻んで撒き、「食べ物に不自由しないように」という願いを込めたという。

（３）小括

旧鶴岡市域で展開する主たる葬祭業者では、拾骨用のセットとして「五穀」を用意しており、鶴岡火葬場でも職員から五穀撒きの案内とその説明がされている。このように、現在の鶴岡火葬場では、五穀撒きが拾骨時の習俗として組み込まれており、その利用者の多数は五穀撒きを行っている。しかし、鶴岡火葬場の利用以前には、旧鶴岡市域で一般的に五穀撒きを行ったわけではなく、五穀撒きは鶴岡火葬場の利用に伴なって鶴岡市域に普及した習俗であると考えられる。ここでは五穀撒きが確認できた数例を紹介したが、分布域、鶴岡火葬場に受容された背景、などについては、現時点では十分に把握できておらず、今後、追加調査が必要となる。

また、現在の火葬場では、職員が「早く芽が出て生まれ変わるように」と説明し、火葬場の利用者は死者が「土に還る」「生まれ変わる」ためと理解していた。他方、三川町の集落では、死者が「食べ物に不自由しないように」という話もあり、五穀撒きの理解が両者間で異なる。現時点では、各集落の五穀撒き習俗の事例が限られるため、村落部での五穀撒きの習俗の実態、具体的な展開の追跡については、今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、山形県の鶴岡市斎場を事例として、火葬場の施設的な展開とそこに含まれる葬送文化について検討してきた。その結論としては、次のような点が挙げられる。

１．鶴岡では都市衛生施設として火葬場を位置づけ、改良・改築を重ねてきた。大正１年（1912）に設置された火葬場は、東京の火葬場を参考として、竈や煙突といった技術面のみならず、休憩室などを充足した、利便性にも配慮した施設であった。さらに昭和61年（1986）に設置された現行の火葬場は、「環境と調和した荘重で明るい斎場」の構想に基づく、「近代的な施設」として、周辺地域・利用者の心情を考慮した設計としつつも、主に衛生施設として位置づけられ展開してきた。

２．火葬場の計画段階で、「建築への要求」として施設設計に各地の葬送文化を意図的に取り込むことがあるが(23)、鶴岡火葬場では、設置時の意図とは異なるかたちで地域文化が混入する動きがあった。その地域文化として、墓地やモリの山といった、死者と交わる葬送の場に持ち込んだものは持ち帰らない、という文化が荘内地方に偏在している。こうした志向性は、近代的な葬送の場である鶴岡火葬場への継承が見受けられる(24)。

３．他方、庄内地方の一部地域に伝承された“五穀撒き”の文化は、旧鶴岡市全域では一般的とはいえなかったが、鶴岡火葬場を利用する広域へと拡大した動きがある。これは地域に共通する志向とは異なる文化が火葬場の儀礼的要素の一つとして受容されたことで、従来、五穀撒きを行わなかった地域まで伝播した、といえる。

４．近代的な衛生施設である鶴岡火葬場が、各地域に伝承された葬送習俗を大きく変容させる一因となった一方で五穀撒きといった地域の葬送文化を取り込んだように、“伝統的”な葬送習俗と“近代的”な火葬習俗との間には、双方向に影響し合う関係がみられた。その背景には、火葬場側が「人生終焉の場」という“福祉”的な面を演出するために地域文化を受容し、さらにそうした文化を保持、拡大させる場としての機能を果たしてきたという火葬場の一面が指摘できるのである。

注

（1）“NIMBY”『ランダムハウス英和大辞典』（JapanKnowledge）

（2）令和元年に残り３ヵ年での終了が決められたが、コロナ禍の影響を受けて令和２・３年は中止となった。最終の令和４年には、コロナの影響が改善されていなかったことから清水地区としてのモリ供養は中止されたため、隆安寺（真宗）と個人による供養が非公式のかたちで実施されたものの、実質的に令和元年をもって三森山でのモリ供養は中止となった。

（3）『鶴岡日報』大正13年４月13日（鶴岡市史編纂会編1984『新聞で見る鶴岡』内）

（4）『鶴岡日報』昭和８年３月28日

（5）鶴岡市役所1985・1986『広報つるおか』723・755

（6）昭和４年（1929）以前は『山形県統計書』（山形県編、山形県総務部調査課）、昭和７年（1932）以降は『鶴岡市統計一班』（鶴岡市編）を参考とした。

（7）後述のとおり、合併後に鶴岡火葬場での火葬へ移行した時期は地区によって異なる。

（8）以降、火葬場の運営・利用・火葬の流れについては、出店等の明記があるものを除き、（有）鶴岡クリーンの関係差さかの聞き書きより記す。

（9）火葬場の利用案内には「現在の火葬場には僧侶が出張しており遺族の依頼を受けて供養をしていますが、これからは特定の宗教色を排除するため斎場には僧侶がおりません。供養を希望される方はご自分のお寺さんとご相談ください」といった説明書きがみえる（『広報つるおか』755）。

（10）『山形の冠婚葬祭』（山形新聞社1994）では、県内広域が骨葬であり、「庄内の酒田市や東田川郡、新庄市以外の最上地方」、「酒田市および羽黒、藤島、立川などの周辺地域」では葬儀の後に火葬を行うとされる。

（11）以前は火葬中に炉前で焼香をあげていたが、ボヤが生じたために行わなくなった。

（12）鶴岡市から離れた清水地区では、旧大泉村が合併して以後、鶴岡火葬場とともに霊柩車の利用を開始し、従来、葬儀を担っていた契約講が解散するに至った。

（13）合併以前の各旧町では、ヤキバの他にも公営の火葬場を設置した地域がある。例えば、羽黒町では5ヶ所の火葬場があった［羽黒町編1996］。また、C社の関係者や光明寺の御住職によると、温海町では新潟県の旧山北町（現村上市）の火葬場を利用することがあり、現在でも小名部・鼠ヶ関等の一部地域では、旧山北町の火葬場を利用してる。

（14）藤島斎場の敷地内には地蔵があり、火葬後にその地蔵をまいる習慣がある。

（15）『鶴岡新聞』大正13年３月１日４面

（16）『鶴岡日報』昭和５年12月３日４面、『鶴岡日報』昭和５年12月５日１面

（17）以降、明記のあるものを除き、隆安寺御住職、光明寺御住職、複数の葬祭業関係者からの聞き書きより記す。

（18）葬祭ホールの利用へと移行し、現在、旧鶴岡市域の６割程度がB社を利用している。（隆安寺・光明寺の御住職 談）

（19）コロナ禍を経て、現在は持ち帰ることができる弁当が主流となっている。

（20）清水地区における葬儀については、紙幅の関係で、今後、別稿にて紹介したい。

（21）ただし、合併時期が早かったことから、鶴岡火葬場の利用開始以前の葬送習俗について、聞き書き調査から十分に追跡できていない状況である。

（22）同じ三川町内であっても、例えば、旧横山村域では、五穀撒きの経験が聞かれていない。

（23）「収骨室」を設けるほか、各地区の火葬場にあった地蔵を集積した例もある［八木澤1975］。

（24）例えば、小浜市営火葬場の若狭斎場では、火葬場に持ち込んだ膳を置いていくといったかたちで、埋め墓の性質が一部、火葬へと引き継がれた［川嶋2021］。このように墓地と火葬場の間には、「死者へと送る場」としての性質に一定の伝承性が認められる。しかし、火葬

の効率性や廃棄物の処理といった施設運営の観点において、遺族側の弔いの気持ちと衝突する状況が生じている。

参考文献

浅香勝輔1994「環境変化と都市型火葬場」『歴史地理学』167
浅香・八木澤1983『火葬場』大明堂
上郷の郷土史をつくる会1986『民俗調査　鶴岡市上郷地区　昭和61年４』
川嶋麗華2021『ノヤキの伝承と変遷』岩田書院
鈴木岩弓1996「「もり供養」の寺院行事化」『宗教研究』307
林英一2010『近代火葬の民俗学』佛教大学
田中大介2017『葬儀業のエスノグラフィ』東京大学出版会
鶴岡市1975a『鶴岡市史』中
鶴岡市1975b『鶴岡市史』下
帝国興信所編1928『帝国信用録』31版
東京市政調査会編1931『日本都市年鑑』第１
戸川安章1986『新版出羽三山修験の研究』佼成出版社
戸田義雄1951「本邦に於ける死霊信仰の実証的研究」『宗教研究』127
羽黒町編1996『羽黒町史』別巻
三川町編2010『三川町史』下
八木澤壮一「葬礼場（野焼場）の建築的一考察―葬祭施設の建築計画に関する研究」『東京電機大学研究報告』第23号、1975
八木澤壮一「火葬場内における葬送行為の分析―火葬場の建築計画に関する計画Ⅲ―」『日本建築学会論文報告集』第315号、1982
山形県教育委員会編2009『「庄内のモリ供養の習俗」調査報告書』
山田慎也2007『現代日本の死と葬儀』東京大学出版会
横尾実1998「城下町鶴岡の成立と変容」『北海道教育大学紀要（第一部B）』48-2

付記

本研究にあたっては、令和4～6年（2022-24）にかけて、鶴岡市・三川町・庄内町・遊佐町の皆様にご協力いただきました。ご多用中にも関わらず、皆様よりご厚情を賜り、心より御礼を申し上げます。とくに、鶴岡市議会議員の佐藤久樹様、隆安寺御住職の板垣洋志様、光明寺御住職の石原道明様、（有）鶴岡クリーン代表取締役の小林俊一様、鶴岡市郷土史料館には、本研究にご理解いただき、重ねて厚く感謝いたします。

また、庄内地方での調査の機会をいただきました、大石泰夫先生、服部比呂美先生にも、こちらを借りて御礼申し上げます。

なお、本研究はJSPS科研費22K20078、23K12344の助成を受けたものです。